

## 地域等におけるこどもの学習支援（無料塾等）業務委託に係る 企画提案仕様書（南部圏域）

地域等におけるこどもの学習支援（無料塾等）（以下「本事業」という。）の実施を希望する者が企画提案書を作成する際は、次に掲げる要綱、要領等のほか本仕様書に基づくものとする。

### 1 準要保護世帯の児童生徒等に対する学習支援

- (1) 沖縄県子育て総合支援事業実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「実施要綱」という。）
- (2) 沖縄県子育て総合支援事業支援対象世帯決定等基準（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「基準」という。）

### 2 生活保護世帯、生活困窮者世帯の児童生徒等に対する学習支援

沖縄県子どもの健全育成事業実施要領（平成 27 年 4 月 1 日制定。以下「実施要領」という。）

### 3 主な業務内容

沖縄県の子育て世帯の世帯所得は全国に比べて低い状況にあるため、生活保護世帯や準要保護児童のいる世帯等のこどもに対する学習支援及び当該世帯の親に対する養育支援等を実施する。

### 4 本事業の概要

- (1) 委託業務名
    - ① 沖縄県子育て総合支援事業
    - ② 沖縄県子どもの健全育成事業
  - (2) 支援対象
    - ① 準要保護世帯
    - ② 生活保護世帯、生活困窮世帯
- ※ 対象とする世帯は異なるが、学習支援等はそれぞれ同じ時間、同じ場所（教室等）で一体的に実施するものとする。

### 5 委託期間

委託締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 6 履行場所

次の各号に掲げる自治体で委託事業を実施すること。

ただし、付帯事業を実施する場合は、沖縄県と協議の上、当該自治体以外の場所においても実施できるものとする。

- (1) 西原町
- (2) 南風原町
- (3) 与那原町
- (4) 八重瀬町

## 7 予算額

合計 145,540,560 円以内となるよう見積もること。

ただし、この金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない。

## 8 委託業務の内容

本事業の委託業務内容は、次の(1)から(16)までに掲げるとおりとし、それぞれの項目に関する実施方法について、企画提案を求める。

ただし、生活保護世帯及び生活困窮世帯に対する支援のうち、(3)、(4)、(7)に掲げる事項は、南部福祉事務所生活保護班に配置している学習支援専門員等が行う業務となるため、その連携方法について具体的な企画提案を求める。

### (1) 学習支援会場及び通学支援

学習支援会場は、事業を実施する自治体ごとに設置するものとし、おおむね6か所程度で提案すること。なお、通学希望者が多いなどの理由から、西原町及び南風原町の学習支援は、複数の箇所で学習支援をすることを想定している。

また、地域や対象世帯の実情に即した通学支援の方法等について提案すること。

### (2) 相談受付業務

本事業による支援を希望する子育て世帯からの相談方法等について提案すること。また、必要に応じて、県や自治体と連携し、町村担当者等に対する教室説明会等を行うこと。

### (3) 面談、聴取等による確認

学習支援等を希望する子育て世帯からあった申込みや相談等に対して、当該世帯の状況（こどもの学習環境や学力、親の養育状況や就労状況など）や支援期間内に自立に向けた意欲等を有するか等の具体的な確認方法について提案を行うこと。

### (4) 支援対象世帯の決定等

支援申込に対して、提案者が事業を実施する自治体と協議の上、本事業の支援

対象世帯の決定等を行うこと。

決定後は、支援対象世帯が基準で定める取消事由に該当するかどうか把握するとともに、支援対象世帯が自立等に向けて具体的な目標等を達成する努力を著しく欠く状態に陥らないよう支援すること。

(5) 支援対象世帯のこどもへの支援

学習支援は、支援対象となるこどもの学力等を鑑み、個人の学力等に合った支援方法について提案すること。

その際、学習意欲の向上に向けた取り組みや学習意欲が低下したこどもに対する特別な支援など、本事業の趣旨に沿った支援方法を盛り込むほか、高校進学等を控えたこどもに対する支援方法について提案すること。

なお、学習支援については、実施要綱や基準、実施要領に掲げる要件を考慮するほか、下表を目安として実施し、その他の有効な方法があれば提案すること。

|          |                                                                                                                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象<br>人数 | ① 西原町（生活保護世帯等 20 名程度、準要保護世帯 99 名程度）<br>② 南風原町（生活保護世帯等 19 名程度、準要保護世帯 98 名程度）<br>③ 与那原町（生活保護世帯等 10 名程度、準要保護世帯 49 名程度）<br>④ 八重瀬町（生活保護世帯等 5 名程度、準要保護世帯 49 名程度）<br>※上記①～④は小・中学生等をあわせた人数とする。これを下回らないよう目標人数を設定すること。 |
| 実施日      | 月曜日から土曜日の間において、小学生は週 2 回以上、中学生は週 3 回以上の学習支援を実施すること。（年末年始や大型連休等の場合は前後の週を含め実施する。）                                                                                                                              |
| 時間       | 14 時から 21 時（ただし、小学生は 18 時まで）の間において、小学生は 1 回 1 時間以上、中学生は 1 回 2 時間以上の時間を確保すること。                                                                                                                                |

(6) 学習支援の基本方針

① 基礎基本の徹底

児童生徒の学力向上を図るため、基礎基本の理解と定着を重視すること。  
教科書に準拠した内容で指導を行い、学校での学習のサポートを行うこと。

② 学校での課題や宿題の支援

児童生徒が学校での課題や宿題等を理解・遂行できるよう、必要なサポートを行うこと。ただし、宿題の代行は行わず、児童生徒自身の学びを促すこと（学校教育との連動）。

③ 繰り返し学習の重視

知識や技能の定着を図るため、学年の枠にとらわれず、スモールステップで繰り返し学習も取り入れること。

児童生徒が達成感を感じ、自信とやる気につながる学習環境を整えること。

④ 学習の振り返りの実施

児童生徒がその日の学習内容を振り返り、自身の理解度を確認できる時間を設けること（振り返りシートの活用）。

振り返りを通じて、自分で気づき、次の学習につなげる力を育むこと。

(7) 支援対象世帯の親への支援

支援対象の親に対する養育支援（こどもの学習環境の改善等に対する相談等）の方法について提案すること。

(8) 支援対象世帯への講座等実施

支援対象世帯に対する講座や保護者・こども同士のつながり形成を促進する相談会等を年3回程度実施すること。

年3回のうち、こどもや保護者等に対する学習支援教室の決まりや学習方針に関する説明会を1回以上開催すること。

(9) 支援体制の構築

本事業を円滑に遂行するため、圏域を総括する担当者を1名、学習支援会場ごとに本事業に係る専任の責任者（以下「教室責任者」という。）を配置し、事業の進捗等に関して、沖縄県と綿密に連携が図れる体制を構築すること。なお、教室の規模に応じて、教室責任者が講師等と兼務することは差し支えない。

(10) 関係機関との連携

圏域ごとに年2回、自治体ごとに年4回程度、自治体や福祉事務所、教育機関などと連携するための会議等を企画し開催すること。なお、圏域ごとの会議と自治体ごとの会議を兼ねて開催してもよい。

(11) 付帯事業の実施

その他本事業の効果を高めるため、親子の交流や学習意欲の向上を図ることを目的とした事業、高校進学後にフォローができるような仕組みの構築などを提案すること。

(12) 支援終了後におけるフォローアップ

本事業で支援した子育て世帯について、その後の生活状況等の把握に努めることとし、その方法について提案すること。

(13) 実施体制、スケジュール等

本事業の実施体制（責任者・講師等の人員配置、県との連携）、スケジュール、周知、広報及び募集等の方法について提案すること。

(14) 講師等へのフォロー体制

講師等が支援対象者に対して適切な支援を行うための体制づくり又は研修等を行うこと。

(15) 調査の実施

沖縄県子育て総合支援事業の効果を検証するため、支援を行った生徒（中学3

年生)の高校卒業後における進学状況等の調査を実施する方法について提案すること。

※ 調査は、沖縄県子育て総合支援事業による支援者に対してのみ行う。

(16) その他

前項に掲げるもののほか、本事業を効果的に実施する方法(教室増含む)があれば提案すること。

## 9 経費の見積

各経費は税抜き表記とし別途消費税を併記するとともに、上記委託業務の内容の実施に必要な経費を見積もること。

積算費目は次に掲げる事項について、単価や数量等を明示すること。

(1) 人件費

ア 人件費

イ 社会保険料等

(2) 事業費

ア 事務所家賃等

イ 什器・パソコン等リース料

ウ 光熱水費

エ 通信運搬費

オ 消耗品費

カ 活動費(車両使用料、燃料費等)

キ 教材費

ク 付帯事業に要する経費

(3) 一般管理費 経費合計額から再委託費を差し引いた金額の10%以内の額

(4) 消費税 (1)から(3)までの合計額に10%を乗じた額

(5) その他留意事項

ア 事業に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

イ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料の範囲(リース等)で対応すること。

ウ 公共施設などが活用できる場合は、事務所家賃等に代えて、電気や空調使用料を見積もること。

## 10 成果品

事業実施報告書を印刷製本して提出すること。

## 11 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

## 12 再委託

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の 50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、下記に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本・発送

原稿・データの入力及び集計

## 13 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託団体は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

#### 14 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後 10 日以内又は委託期間の末日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

#### 15 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

なお、受託者は、労働基準法に基づき、委託業務に従事する者へ採用時に労働条件（勤務時間、賃金、契約期間、有給等）を記載した労働条件通知書を書面で交付すること。

また、受託者は、労働基準法に基づき、委託業務に従事する者へ所定の勤務期間に応じて年次有給休暇を付与すること。

#### 16 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。